

# 東京福祉大学 学則

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及び使命

#### (目的及び使命)

第1条 東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与することを使命とする。

2 各学部・学科の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

#### **社会福祉学部社会福祉学科**

現代社会の中で絶え間なく変化する福祉ニーズに対応でき、実践力が備わった即戦力の社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉人材並びに社会福祉関連施設等の管理・運営者を養成する。

#### **教育学部教育学科**

入学後に3つの専攻・コースから希望に合わせてそれぞれのカリキュラムを学ぶ。学校教育専攻では、本学の学生参加型・対話型の授業を通して、その教育方法を身に付け、卒業後、教育現場で「アクティブ・ラーニング」が実践できる教員を養成する。

また、国際教育専攻ではグローバル化する社会の中で、グローバルな教育現場に対応できる国際理解力やグローバルレベルでの健康問題に対処できる国際的知見と視野を備えたグローバルな教育人材を養成する。

#### **心理学部心理学科**

現代社会が抱えるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチでき、心理の職域のみならず近接領域である福祉・教育分野並びに一般企業でも即戦力として実践的な能力を発揮できる人材を養成する。

#### **保育児童学部保育児童学科**

子どもを取り巻く現代社会の問題を正しく理解し、的確かつ柔軟な実践力を備えた、多様な保育ニーズに対応できる、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、子育て支援・幼児教育の専門家を養成する。

3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育、研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

4 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### (位置)

第2条 本学は、群馬県伊勢崎市山王町2020番地1に置く。

### 第2節 構成及び修業年限

(学部・学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。授業は池袋・王子・伊勢崎・名古屋の校舎で行う。

社会福祉学部 社会福祉学科  
教育学部 教育学科  
心理学部 心理学科  
保育児童学部 保育児童学科

- 2 社会福祉学部社会福祉学科、教育学部教育学科、心理学部心理学科及び保育児童学部保育児童学科に通信教育課程を置く。
- 3 通信教育課程に関する事項は別に定める。

(大学院・専攻)

第3条の2 本学の大学院に次の研究科及び専攻を置く。

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程  
児童学専攻 修士課程  
教育学研究科 教育学専攻 修士課程  
心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

- 2 大学院学則等は別に定める。

(留学生日本語別科)

第3条の3 本学に留学生日本語別科を置く。

- 2 留学生日本語別科に関する事項は別に定める。

(精神保健福祉士短期養成通信課程)

第3条の4 本学に精神保健福祉士短期養成通信課程を置く。

- 2 精神保健福祉士短期養成通信課程に関する事項は別に定める。

(学部修業年限)

第4条 学部の修業年限は4年とする。ただし、3年以上在学した者が、第14条に定める卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、学校教育法施行規則に定めるところにより、その卒業を認めることができる。

- 2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は在学期間に算入しない。

### 第3節 収容定員

(収容定員)

第5条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおり定める。

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科	440名	2年次 2名	1,790名
			3年次 10名	
			4年次 4名	
計				1,790名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	220名	3年次 30名	940名
計				940名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
心理学部	心理学科	260名	3年次 15名	1,070名
計				1,070名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
保育児童学部	保育児童学科	150名	3年次 25名 4年次 10名	660名
計				660名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
社会福祉学部	社会福祉学科 (通信教育課程)	520名	2年次 5名 3年次 300名 4年次 10名	2,705名
計				2,705名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	教育学科 (通信教育課程)	200名	2年次 20名 3年次 300名 4年次 20名	1,480名
計				1,480名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
心理学部	心理学科 (通信教育課程)	300名	2年次 5名 3年次 350名 4年次 10名	1,925名
計				1,925名

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
保育児童学部	保育児童学科 (通信教育課程)	100名	2年次 100名 3年次 80名 4年次 20名	880名
計				880名

2 資格課程、専攻等については別に定める。

#### 第4節 学年学期及び休業日

(学年度)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。第15条の定めるところにより秋に入学した者の学年については、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学期及び授業期間)

第7条 学期は学年を春学期(4月1日～9月30日)と秋学期(10月1日～3月31日)の2期に分け、各々の学期を1セメスターとする。教育上の必要があるときは、夏季休業冬季休業及び春季休業の期間に特別学期を設けることができる。

2 1年間の授業期間は30週を原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 本学創立記念日 6月26日
- (3) 夏季休業日 7月20日から8月20日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業日 2月25日から3月31日まで
- (6) その他特に本学が定めた日

2 学長は、前項第1号から第5号に定める休業日であっても、実習、補講などの授業日とすることができる。

3 学長は、本条第1項第3号から第5号に定める各休業日については、必要に応じ年度の初めにその期日を変更することができる。

4 学長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第5節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第8条の2 本学の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づくとともに、本学の建学の精神・使命や教育の目的を達成するため、本学の定める教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、編成するものとする。

(授業科目の区分)

第9条 本学において教育する授業科目は、総合教育科目、専門教育科目及び資格に関する教育科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第10条 本学において教育する授業科目及びその単位数等を別表1に定める。また、その履修方法、経過措置等の詳細については、「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程」に定める。

ただし、社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースについては別表2に定め、別表2に定める領域「介護」における科目については、合併授業(社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースと他の学科、専攻、コース等と同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。)を行わない。

また、社会福祉学部社会福祉学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程については別表3に、それぞれ定め、別表3に定める実習演習科目については、合同授業（社会福祉学部社会福祉学科及び保育児童学部保育児童学科の社会福祉士養成課程の学級間において同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）又は合併授業（社会福祉学部社会福祉学科及び保育児童学部保育児童学科の社会福祉士養成課程と他の学科、専攻、コース等と同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）を行わない。

また、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程については別表4に定め、別表4に定める実習演習科目については、合同授業（社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科の精神保健福祉士養成課程の学級間において同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）又は合併授業（社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科の精神保健福祉士養成課程と他の学科、専攻、コース等と同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）を行わない。

- 2 資格に関する教育科目並びに別表1から別表5に定める授業科目の外、必要に応じ適宜開設する授業科目については別に定める。

（メディアを利用して行う授業）

第10条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、学則別表に定める。

（授業科目の配当・公示）

第11条 教育課程は、総合教育科目については主として第1年次及び第2年次に、専門教育科目については一部を第1年次及び第2年次に、大部分を第3年次及び第4年次に配当して編成する。

- 2 各授業科目の担当教員、授業時間割等は毎学年の始めに公示する。

（責任ある授業運営）

第12条 効果的で円滑な授業運営及び責任ある授業運営を行うために必要な教育内容、教育方法、成績評価及び教育効果等については別に定める。

（単位数の算定方法等）

第13条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、学業成績を総合的に判定し、合格した学生には単位を与える。

- 2 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15～30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実技及び実習については、30～45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実技及び実習のうち2つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業研究等については4単位とする。

(卒業要件)

第14条 本学を卒業するためには原則として4年以上在学し、社会福祉学部及び保育児童学部においては128単位以上を、教育学部及び心理学部においては124単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位（社会福祉学部128単位、教育学部124単位、心理学部124単位、保育児童学部128単位）に算入することができる。ただし、第36条に定めるGPAの通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育職員免許状、社会福祉士受験資格、精神保健福祉士受験資格、介護福祉士資格（平成28年度入学者より介護福祉士受験資格）、保育士資格、社会教育主事等の資格・免許等を取得しようとする者は、当該関係法令及び本学が別に定めるところに従い履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、短期大学（外国の大学等へ留学等を含む）、専修学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。ただし、社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースにおける、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表4の介護の領域に係る科目については、これを認めない。

なお、社会福祉学部社会福祉学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程において、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

また、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程において、精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、精神保健福祉実習指導と精神保健福祉実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、前項の規定により修得した単位を含めて、60単位を超えない範囲で単位を与えることができる。ただし、社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースにおける、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表4の介護の領域に係る科目については、これを認めない。

なお、社会福祉学部社会福祉学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程において、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

また、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程において、精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、精神保健福祉実習指導と精神保健福祉実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

5 本学が教育上有益と認めるときには、学生が本学に入学する前に、大学、短期大学、専修学校において履修・修得した授業科目の単位並びに前項に規定する学修を、本学入学後に本学の授業科目を履修・修得したものとみなすことができる。ただし、社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースにおける、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表4の介護の領域に係る科目については、これを認めない。

なお、社会福祉学部社会福祉学科及び保育児童学部保育児童学科に設ける社会福祉士養成課程において、社会福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

また、社会福祉学部社会福祉学科、心理学部心理学科に設ける精神保健福祉士養成課程において、精神保健福祉士受験資格を取得しようとする者は、当該関係法令等に従い、精神保健福祉実習指導と精神保健福祉実習を一体不可分のものとして扱い、個別の認定は行わない。

- 6 本学における授業科目については、本学の通信教育課程において、当該科目の規定単位を修得することによっても単位を認定できるものとする。
- 7 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースにおいては、各科目の出席時間数が「社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日文科科学省・厚生労働省令第2号）」に定める時間数の3分の2（介護実習においては5分の4）に満たない者については、当該科目を不合格とする。
- 8 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースにおいては、本学で教育上有益と認めるときは、社会福祉及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づく学校または養成施設において履修した科目については、学生からの申請に基づき、本コースにおける教育内容に相当すると認められた場合には、本コースの授業科目を履修・修得したものとみなすことができる。
- 9 保育児童学部保育児童学科においては、本学で教育上有益と認めるときは、学生が在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 10 保育児童学部保育児童学科においては、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校をいう。）で履修した教科目について修得した単位については、保育児童学科で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

## 第2章 学 生

### 第1節 入学、休学、退学

（入学及び卒業の時期）

第15条 入学の時期は春（4月）と秋（10月）の年2回とする。但し、社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースは4月入学のみとする。

2 卒業の時期は3月と9月の2回とする。

3 入学式は4月に、卒業式は3月に1度行う。秋学期に入学又は卒業した学生は、翌年の式に参加できる。

（入学資格）

第16条 本学に入学することができる者は次の各号の一に該当するものに限る。

（1） 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認める者（学校教育法施行規則第150条第7号）

（高等学校等の卒業見込者）

第17条 前条第1号に該当する学校の在学者で、その年の3月31日迄に卒業のできる見込みのある者は、出身高等学校等の調査書を提出し、入学を願い出ることができる。

- 2 本条の規定による入学志願者は、その学校を卒業した時は直ちに卒業証明書を提出しなければならない。

（入学願）

第18条 入学志願者は所定の期日までに本学所定の入学願書に卒業証明書・出身学校長の調査書、最近撮影した写真及び別表7に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の入学志願者には、必要に応じて推薦書、健康診断書等を提出させることができる。

（入学選考）

第19条 入学選考は、調査書等提出書類、学科試験、人物考査及び健康診断を行う。

- 2 入学選考に関する事項は別に定める。

（入学手続・入学許可・入学許可の取り消し）

第20条 入学選考に合格した者は、所定の期日までに、誓約書、保証書及びその他の大学が指定する書類を提出し、かつ別表7に定める入学金・授業料等の学費を納付しなければならない。

- 2 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学時に提出された書類に重大な偽りが発見された場合、又は、本学学生にふさわしくないと判断される客観的事実がその後に明らかになった場合、学長はその者の入学を取り消すことができる。

（保証人）

第21条 保証人は、入学生に係る学生の生活と教育に関する一切の責に任じ得べき者とし、保護者又はこれに準ずる者でなければならない。

- 2 保証人は、電話等により連絡できる場所に居住していることを必要とする。

（保証人の更新）

第22条 保証人が死亡その他の事由によりその責を尽すことができない時は、新たに保証人を定め、



直ちに保証書を提出しなければならない。

(改名・住所移転等)

第23条 学生又は保証人が、改名、住所移転等をした時は、直ちに証拠書類を添えてその旨を届出なければならない。

(編入学)

第24条 本学の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 4年制大学に1年以上在学し、大学1学年以上を修了した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1700時間以上又は62単位以上であるものに限る。）を修了した者
- (4) 修業年限が2年以上、その他文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者

2 本学の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 4年制大学に2年以上在学し、大学2学年以上を修了した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1700時間以上又は62単位以上であるものに限る。）を修了した者
- (4) 修業年限が2年以上、その他文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者

3 本学の第4年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 社会福祉学部社会福祉学科
    - ① 社会福祉士指定科目が履修できる大学（社会福祉士及び介護福祉士法第7条1号）で、社会福祉士指定科目を履修して卒業した者、もしくは卒業見込みの者
    - ② 社会福祉士指定科目が履修できる3年制短期大学又は3年制専門学校 専修課程（社会福祉士及び介護福祉士法第7条4号）で、社会福祉士指定科目を履修して卒業した者、もしくは卒業見込みの者
    - ③ 出身学校で履修した科目が、本学において、次項に規定する認定単位数を満たしている者
  - (2) 保育児童学部保育児童学科
    - ① 保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された4年制大学を卒業した者、もしくは卒業見込みの者
    - ② 保育士養成施設として厚生労働大臣から指定された3年制短期大学を卒業した者、もしくは卒業見込みの者
    - ③ 保育士養成施設として厚生労働大臣から指定されている3年制専門学校（専修学校専門課程）、もしくは併修制度等により保育士資格が卒業時に取得できる3年制専門学校（専修学校専門課程）で、保育士資格の資格を取得した者、もしくは取得見込みの者
    - ④ 出身学校で履修した科目が、本学において、次項に規定する認定単位数を満たしている者
- 4 本学に編入学を許可された者が出身学校で履修した授業科目及び単位数の取り扱いについては別に定めるものとする。
- 5 本学に編入学を許可されたものの最長在学年数は、第4条の規定にかかわらず、それぞれ、第2年次編入学者は6年、第3年次編入学者は4年、第4年次編入学者は2年とする。

(転学・再入学)

第25条 学生が他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の上出願許可を受けなければならない。

- 2 本学の退学者又は除籍後2年以内の者が保証人連署の上本学に再入学を志願するときは、欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

(欠席・休学)

第26条 疾病又はやむを得ない事故により欠席が14日以上に亘る場合は理由を添え、疾病の際は更に医師の診断書を添えて、保証人連署の上、届出なければならない。

- 2 病気その他の理由により引き続き3か月以上修業することができないときは、理由を明記し保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。
- 3 病気を理由とする休学願には医師の診断書を添付しなければならない。
- 4 休学は原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(休学の命令)

第27条 学長は病気のため就学が不相当と認められる者等に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学の期間は通算して2年を超えることができない。ただし、病気の場合は3年までとする。

(復学)

第29条 休学期間満了のとき、又は休学期間中でも、その事由の終わったときは、学長に願い出てその許可を得て復学することができる。

- 2 休学が病気によるものであった場合は、前項の復学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

(願出退学)

第30条 疾病又はやむを得ない事由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細なる事由書を添え、保証人連署をもって願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は除籍することができる。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 第4条に規定する在学期間を超える者
- (3) 第28条に規定する休学期間を超えた者、又はその他事由により復学の許可を得られなかった者
- (4) 授業料を滞納し、督促してもこれに応じなかった者

(転籍)

第32条 学部、学科及び専攻の変更を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が許可する

- ことがある。
- 2 在籍キャンパスの変更を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が許可することがある。
  - 3 通学課程から通信教育課程への変更を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が許可することがある。
  - 4 通信教育課程から通学課程への変更を願い出た者については、入学試験を受けるものとする。

## 第2節 試 験

### (試験)

第33条 試験は同一科目につき毎学期1回以上これを行う。

### (試験の代用)

第34条 論文又は実習の報告の審査をもって試験に代えることができる。

### (試験の方法)

- 第35条 試験は、その学生の学力を伸ばすために行われるものとし、文章作成力・読解力・思考力・課題探究能力の育成に資するようにしなければならない。
- 2 試験の方法・実施等に関する事項は別にこれを定める。

### (成績評価)

- 第36条 授業科目の成績評価はA（100～90点）・B+（89～80点）・B（79～70点）・C（69～60点）・F（59点以下）の5種類としA・B+・B・Cは合格とし、Fは不合格とする。
- 2 本学においてはGPA制度により、授業科目ごとの5段階ごとの成績評価A、B+、B、C、Fに対して、4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たりの平均（GPA、グレード・ポイント・アベレージ）が3セメスター（1年半）連続して2.0未満の学生に対しては、退学を勧告する。  
ただし、学部長等から学生に学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に初めて退学を勧告するものとする。
  - 3 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コースにおいては、各科目の出席時間数が「社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日文科科学省・厚生労働省令第2号）」に定める時間数の3分の2（介護実習においては5分の4）に満たない者については、当該科目の履修認定及び認定試験を受けることができない。

## 第3節 学 費

### (学費)

- 第37条 学生は授業料、施設設備費及び実習費並びに各種手数料及びその他所定の学費を納めなければならない。
- 2 前項に定める授業料等の額は、別表7に定める。
  - 3 編入学生の授業料等の額は、別表7に定める。
  - 4 休学中は別表7に定める授業料及び施設設備費の半額を納めるものとする。

(授業料の納付)

第38条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
1期(4月から8月まで)	3月中
2期(9月から翌年3月まで)	9月中

(その他の学費の納付)

第39条 第37条第1項に定める授業料等は所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 所定の期日までに納付を怠っている者には、これを納付するまで授業や試験に出席すること、図書を開覧すること等を禁止することがある。
- 3 その他の学費の納付については別に定める。

(費用の徴収)

第40条 必要に応じ教材費等の実費を徴収することがある。

- 2 前項にいう実費の額は、別に定める。

(学内奨学金)

第41条 学業・人物ともに優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部に相当する額の学内奨学金を給付する場合がある。

- 2 学内奨学金に関するその他必要事項は別に定める。

(学費の返還)

第42条 一旦納入した入学金・学費等は、原則としてこれを返還しない。

## 第4節 研究生

(研究生)

第43条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育・研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願できる者は、原則として大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年以内とする。ただし特別の理由がある場合には、その期間を更新することができる。
- 4 研究生の入学金、その他必要な事項については別に定める。

## 第5節 科目履修生、聴講生、特別聴講生

(科目履修生)

第44条 開講する授業科目中特定の授業科目につき履修を希望する者がある時は、既に在籍する学生の修業の妨げにならない限り、学長は、選考のうえ、科目履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

(聴講生)

第45条 開講する授業科目中特定の授業科目につき聴講を希望する者があるときは、在籍する学生の修業の妨げにならない限り、学長は、選考のうえ、聴講生としてこれを許可することができる。

- 2 聴講生として聴講できる授業科目、その出願、選考及び選考料、聴講及び聴講費等に関する事項は別に定める。

(聴講生の科目終了試験)

第46条 聴講生は聴講の授業科目については願い出て試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した者には、希望により証明書を授与する。

(科目履修生・聴講生の単位認定)

第47条 科目履修生又は聴講生として履修した授業科目及びその単位並びに在学年数は、正規の課程における授業科目及び単位並びに在学年数として換算又は認定することができる。

(特別聴講生)

第48条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

(その他)

第49条 科目履修生及び聴講生・特別聴講生については本節に規定するものの外、必要事項は別に定める。

## 第6節 留学制度

(留学)

第50条 外国の大学又は短期大学において学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 本学生が海外の大学で履修した専門科目等の単位は、別に定めるところにより60単位まで本学の単位として認める場合がある。

(留学の別規程)

第51条 本学が主宰する外国の大学等における短期研修プログラムについては、別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。受け入れる外国人留学生はアジア（中国、韓国、その他の国等）、アメリカ合衆国及びヨーロッパ諸国等からとする。外国人留学生に対しては、第9条に掲げるもののほか、本学ではコミュニケーション教育

科目として、「日本の文化と言語Ⅰ」・「日本の文化と言語Ⅱ」の科目を置く（外国人留学生のみ）。

2 外国人留学生に関するその他必要事項は別に定める。

## 第7節 公開講座

（公開講座）

第53条 社会福祉学、保育学、教育学に関する研究成果を広く社会に開放し、文化教養の向上のため、また、地域の要求と関心に応えるため、公開講座を開催する。

2 公開講座に関するその他必要事項は別に定める。

## 第8節 卒業資格学位の授与

（学士の授与）

第54条 原則として4年間以上在学し、第14条第1項に定める所定の単位数を修得し、卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学士（社会福祉学）	社会福祉学部社会福祉学科
学士（教育学）	教育学部教育学科
学士（心理学）	心理学部心理学科
学士（保育児童学）	保育児童学部保育児童学科

## 第9節 賞 罰

（表彰）

第55条 学業が特に優秀な場合、又は他の模範となる行為があった学生は、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関するその他必要事項は別に定める。

（懲戒）

第56条 学生としてその本分にもとる行為があったときは、学長は、次の各号のいずれかの懲戒を加えることができる。

- (1) 戒 告
- (2) 受験停止
- (3) 停 学
- (4) 懲戒退学
- (5) 抹籍退学

2 懲戒に関するその他必要事項は別に定める。

（退学）

第57条 次の各号の一に該当する学生に対しては、学長は前条第1項第4号及び第5号の退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業態度不誠実かつ学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第3章 教職員組織

#### (教職員組織)

第58条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、事務職員及びその他必要な教職員

- 2 理事長は必要に応じ、副学長、学部長、学科長、その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 本学の組織運営に関し必要な事項は別に定める。

#### (特任教授・客員教授等)

第59条 理事長は大学運営上必要な場合、大学でカリキュラム上必要な教授でなくても、特任教授、客員教授等に任命することができる。

2 学長は理事長に対し、適任者を推薦することができる。

- (1) 特任教授 — 本学の運営に協力的で、かつ必要と思われる者とする。
- (2) 特別高等客員教授 — 国際的に優れた教育研究活動をしている者で、本学の教育研究の発展に必要と思われる者とする。
- (3) 客員教授 — 優れた学者及び教員で期間を定め外部より特別に招くことができる。
- (4) 客員研究員 — 本学の教授陣と特別に研究活動を行うことができる。但し給与に関しては無報酬とする。
- (5) 招聘学者 — 博士の学位をすでに持っている優れた学者を特別に招聘し本学の教授陣と特別に研究をする。

#### (名誉教授等)

第60条 本学に教育上、学術上、大学の運営に特に功績のあった者に対しては、理事長又は学長の推薦により名誉教授又はシニア教授の称号を贈ることができる。

#### (教育・研究の推進)

第61条 教員の教育内容・授業方法の改善に関する事項及び研究の推進に関する事項は別に定める。

#### (就業規則等)

第62条 教職員の就業、給与等に関する規則は別に定める。

### 第4章 教育研究評議会

#### (教育研究評議会)

第63条 本学の教学に関する重要事項の審議機関として、学長の下に教育研究評議会（以下、「評議会」という。）を置く。

- 2 評議会に関する事項は別に定める。

## 第5章 学部教授会

(学部教授会)

第64条 各学部に関する事項の審議機関として、各学部長の下に学部教授会を置く。

- 2 学部教授会に関する事項は別に定める。

## 第6章 図書館

(附属図書館)

第65条 本学に、東京福祉大学短期大学部と共同して、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する事項は別に定める。

## 第7章 附属施設

### 第1節 研究所

(研究所等)

第66条 本学に社会福祉、保育児童、教育、精神保健、心理、経営等に関する研究所を置くことができる。ただし、研究所は担当する教授の研究室を兼用することもできる。

- 2 研究所に関する事項は別に定める。

(研究所の目的と事業)

第67条 前条にいう研究所は、社会福祉、保育児童、教育、精神保健、心理、経営等と教育の理論と実際の学問的研究を行うことを目的とし、調査研究、研究会の開催、資料の収集紹介、研究発表及び機関誌の発行等の事業を行う。

### 第2節 臨床心理相談室

(臨床心理相談室)

第68条 臨床心理相談室は、心理教育相談事業を行い、併せて学部学生及び大学院生の研究活動及び実習に資するものとする。臨床心理相談室は、東京福祉大学大学院と共同して設置するものとする。

### 第3節 保健管理センター等

(保健相談室・学生相談室)

第69条 本学に保健管理センターを置き、保健管理センターの下に保健相談室を設け、学生及び教職員の保健上の相談に応ずるとともに、必要な場合は応急処置を行う。

- 2 本学に学生相談室を置き、学生の学生生活等の相談に応ずる。
- 3 保健相談室及び学生相談室は、東京福祉大学短期大学部と共同して設置するものとする。



(健康診断)

第70条 学生及び職員の健康増進を図るため、年1回以上健康診断を行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

第71条 本学に事務局を置く。

2 事務組織に関する事項は別に定める。

## 第9章 その他

(改廃)

第72条 この学則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(細則)

第73条 本学則に必要な細則は別に定める。

(附則)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成25年1月25日から施行する。

(附則)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 社会福祉学部保育児童学科は、改正後の本学則第3条及びその他の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学科学生の教育課程、卒業及び学位等については、なお従前の例によるものとする。
3. 社会福祉学部保育児童学科については、平成30年度に1年次入学生の募集を停止し、平成32年度に3年次編入学生の募集を停止し、平成33年度に4年次編入学生の募集を停止するものとする。

(附則)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. 学則第14条の適用においては、改正後の学則第14条にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科に在学した学生、令和3年4月1日以降に入学した2、3、4年次編入学生、令和4年4月1日以降に入学した3、4年次編入学生及び令和5年4月1日以降に入学した4年次編入学生については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。